日調連発第２８２号
令和２年１２月２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」の一部改正について（差替えのお知らせ）

標記については、本年 10 月 30 日付け日調連発第 252 号をもって参考送付しておりますが、この度、法務省民事局民事第二課から、下記の修正を行ったので、令和 2 年 10 月 22 日付け法務省民二第 783 号の通達を差し替える旨、お知らせがありましたので、参考までに送付します。

記

○　別添 1 中の「別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式の新旧対照表」の下欄
○　別添 2 中の「別記第 1 号様式（法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書)」の下欄
○　別添 3 中の「別記第 2 号様式（法定相続情報一覧図の再交付の申出書)」の下欄
○　別添 5 中の「別記第 1 号様式（法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書）及び別記第 2 号様式（法定相続情報一覧図の再交付の申出書)」の下欄

誤　：　「相続手続においてのみ使用し、」
正　：　「被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、」

以上

日調連発第２５２号
令和２年１０月３０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」の一部改正について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添１

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第７８３号
令和２年１０月２２日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」の一部改正について（通達）

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第１７７号），国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年財務省令第６７号），地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和２年内閣府・総務省・文部科学省令第２号）及び私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和２年文部科学省令第３８号）の施行に伴い，平成２９年４月１７日付け法務省民二第２９２号当職通達「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正し，本年１０月２６日から施行することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により，改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
第２　７(4)ア　（略） イ(ｱ)～(ｲ)　（略） (ｳ) 一覧図の写しには，次の注意事項を付記するものとする。 「本書面は，提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては，本書面に記載されない。また，被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。」	第２　７(4)ア　（同左） イ(ｱ)～(ｲ)　（同左） (ｳ) 一覧図の写しには，次の注意事項を付記するものとする。 「本書面は，提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては，本書面に記載されない。また，相続手続以外に利用することはできない。」

別記第１号様式

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

（補完年月日　令和　　年　　月　　日）

申出年月日	令和　　年　　月　　日	法定相続情報番号	-　　-
被相続人の表示	氏　　名 最後の住所 生年月日　　年　　月　　日 死亡年月日　　年　　月　　日		
申出人の表示	住所 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 被相続人との続柄　（　　）		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 申出人との関係　□法定代理人　□委任による代理人		
利用目的	□不動産登記　□預貯金の払戻し　□相続税の申告 □年金等手続 □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	通　（　□窓口で受取　□郵送　） ※郵送の場合，送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
被相続人名義の不動産の有無	□有 □無	（有の場合，不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。）	
申出先登記所の種別	□被相続人の本籍地　□被相続人の最後の住所地 □申出人の住所地　□被相続人名義の不動産の所在地		

上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し，上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては，被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。
申出の日から３か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。

（地方）法務局　　支局・出張所　　宛

※受領確認書類（不動産登記規則第２４７条第６項の規定により返却する書類に限る。）
戸籍（個人）全部事項証明書（　　通），除籍事項証明書（　　通）　戸籍謄本（　　通）
除籍謄本（　　通），改製原戸籍謄本（　　通）　戸籍の附票の写し（　　通）
戸籍の附票の除票の写し（　　通）住民票の写し（　　通），住民票の除票の写し（　　通）

受領	確認１	確認２	スキャナ・入力	交付

受取

別記第１号様式

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

（補完年月日　平成　　年　　月　　日）

申出年月日	平成　　年　　月　　日	法定相続情報番号	-　　-
被相続人の表示	氏　　名 最後の住所 生年月日　　年　　月　　日 死亡年月日　　年　　月　　日		
申出人の表示	住所 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 被相続人との続柄　（　　）		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 申出人との関係　□法定代理人　□委任による代理人		
利用目的	□不動産登記　□預貯金の払戻し　□相続税の申告 □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	通　（　□窓口で受取　□郵送　） ※郵送の場合，送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
被相続人名義の不動産の有無	□有 □無	（有の場合，不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。）	
申出先登記所の種別	□被相続人の本籍地　□被相続人の最後の住所地 □申出人の住所地　□被相続人名義の不動産の所在地		

上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し，上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては，相続手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。
申出の日から３か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。

（地方）法務局　　支局・出張所　　宛

※受領確認書類（不動産登記規則第２４７条第６項の規定により返却する書類に限る。）
戸籍（個人）全部事項証明書（　　通），除籍事項証明書（　　通）　戸籍謄本（　　通）
除籍謄本（　　通），改製原戸籍謄本（　　通）　戸籍の附票の写し（　　通）
戸籍の附票の除票の写し（　　通）住民票の写し（　　通），住民票の除票の写し（　　通）

受領	確認１	確認２	スキャナ・入力	交付

受取

別記第２号様式

法定相続情報一覧図の再交付の申出書

再交付申出年月日	令和　　年　　月　　日	法定相続情報番号	-　　-
被相続人の表示	氏　　名 最後の住所 生年月日　　年　　月　　日 死亡年月日　　年　　月　　日		
申出人の表示	住所 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 被相続人との続柄　（　　）		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 申出人との関係　□法定代理人　□委任による代理人		
利用目的	□不動産登記　□預貯金の払戻し　□相続税の申告 □年金等手続 □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	通　（□窓口で受取　□郵送　） ※郵送の場合，送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		

上記通数の法定相続情報一覧図の写しの再交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては，被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。３か月以内に一覧図の写しを受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。

（地方）法務局　　支局・出張所　　宛

受領	確認	交付

受取

別記第２号様式

法定相続情報一覧図の再交付の申出書

再交付申出年月日	平成　　年　　月　　日	法定相続情報番号	-　　-
被相続人の表示	氏　　名 最後の住所 生年月日　　年　　月　　日 死亡年月日　　年　　月　　日		
申出人の表示	住所 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 被相続人との続柄　（　　）		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 申出人との関係　□法定代理人　□委任による代理人		
利用目的	□不動産登記　□預貯金の払戻し　□相続税の申告 □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	通　（□窓口で受取　□郵送　） ※郵送の場合，送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		

上記通数の法定相続情報一覧図の写しの再交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては，相続手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。３か月以内に一覧図の写しを受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。

（地方）法務局　　支局・出張所　　宛

受領	確認	交付

受取